

# 小川克巳全国後援会 規約

## 第1条(名称・所在地)

本会は、小川克巳全国後援会と称し、主たる事務所を東京都内に置く。

## 第2条(目的)

本会は、小川克巳の政治活動を支援して、我が国のリハビリテーション体制を発展させるとともに安心社会の構築を図り、あわせて後援会会員相互の親睦を深めることを目的とする。

## 第3条(事業)

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 研究会、講演会、座談会の開催
- (2) 機関紙、その他の印刷物の発行及び配布
- (3) 関係方面への宣伝活動
- (4) 関係諸団体との連携
- (5) その他、目的達成に必要な事業

## 第4条(会員)

本会の目的に賛同する者を会員とする。

## 第5条(役員)

本会に次の役員などを置く。

会 長  
副会長  
幹事長  
局 長

## 第6条(支部)

本会は支部を設けることができる。

## 第7条(経費)

本会の経費は、寄附金その他の収入をもって充当する。

## 第8条(会計年度)

本会の会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。

## 第9条(規約の改廃)

本規約の改廃は、役員会において決定する。

## 第10条

本規約の定めなき事項については、役員会で決定する。

## 附則

本規約は平成27年9月3日より施行する。